

特集

監視型捜査手法の新展開： GPS捜査判決を契機として

平成29年3月15日、大阪の若手の弁護士を中心とした弁護団が、装着型GPSを利用した捜査を違法とする画期的な最高裁判決を勝ち取った。本特集は、会員間において、その成果を共有するとともに、本件のより深い理解の一助となることを目的とするものである。本特集では、この最高裁判決の対象事件の弁護団で中心的役割を果たした亀石倫子会員から最高裁判決に至るまでの経緯や弁護団で行った工夫などをご報告いただいた。また、理論面における本最高裁判決の分析、及び、残された課題などについて、斎藤司教授に論じていただいた。そして、我が国におけるGPS捜査の現状やアメリカで行われている、更に進んだ捜査手法と裁判例の現状について、尾崎愛美氏にご報告いただいた。

GPS捜査大法廷判決に至るまでの 弁護活動

- I はじめに
- II 事案の概要
- III 証拠の収集と弁護側立証
- IV 一審の判断
- V 控訴審の判断
- VI 最高裁大法廷での弁論と判決
- VII おわりに



大阪弁護士会会員

亀石 倫子

Kameishi, Michiko

I はじめに

「僕の車に警察がGPSをつけていた」「そんなことが許されるのか」。2013年12月、私は被疑者と初めての接見をした際、こう訴えられた。警察が令状を取得せずに被疑者の車両にGPSを取り付けて、居場所を把握する。このような捜

査（以下「GPS捜査」という。）が行われていたことを、私は当時知らなかった。持ち帰って調査したところ、国内ではGPS捜査の適法性に関する裁判例はなかったが、2012年に連邦最高裁が令状なしでGPSを使用して得られた証拠を許容することは合衆国憲法修正14条に反すると判断していること¹⁾がわかった。アメリカの判決に関する論評等、GPS捜査の適法性に関する国

1) United States v. Jones, 132 S. Ct. 945 (2012).

内の論文がいくつかあったが、その法的性質については、任意処分とするものと強制処分とするものとに分かれていた。

GPS捜査は任意処分か強制処分か。GPSを利用すれば、今どこにいるかという一時的な位置情報にとどまらず、対象者の行動を常時監視することができる。自分の行動を常に他人に把握されても構わないと考える人などいない。私は、GPS捜査は対象者のプライバシーを侵害する強制処分であり、その性質上法定されている強制処分では行うことができず、実施するためには新たな立法が必要であると主張することに、十分根拠があると思った。

それと同時に、GPS捜査の違法性を争うことになれば、整理手続の長期化は避けられず、被疑者の身体拘束の長期化が予想された。理論武装と充実した立証のために弁護団体制を整え、研究者の協力を求めることが不可欠になるだろう。他方で、仮に本件GPS捜査が違法であると判断されたとしても、それが量刑に影響しない可能性もある。

それでもGPS捜査の違法性を争うか。私が被疑者に判断を委ねたところ、被疑者は、さまざまリスクを承知の上で、それでも無令状のGPS捜査が許されるのか否かについて裁判所の判断を仰ぎたいと言った。過去にもGPS捜査が行われた事案はいくらでもあったに違いないが、その違法性が争われることがなかったのは、争うことによる被疑者・被告人の負担が大きすぎるからだろう。被疑者が争うと決断したことの意義は大きい。私は弁護人として、責任を全うすることを誓った。

II

事案の概要

本件は、2012年から2013年にかけて、主犯格である被疑者（起訴後は「被告人」と呼ぶ。）と

共犯者3名が深夜の時間帯に盗難車両と盗難ナンバープレートを使用して、高速で移動しながら店舗荒らしを繰り返した一連の窃盗事件である。大阪府警は捜査の過程で、約7か月にわたって、被疑者らの使用車両計19台にGPS端末を取り付け、位置情報を取得しながら監視・追尾するなどした。本件の捜査に利用されたGPS端末は、大阪府警の警察官がセコム株式会社（以下「セコム」という。）との間で、個人名義で利用契約をしたものだった。

本件捜査は、警察庁が2006年6月30日に各都道府県警察長宛てに発した「移動追跡装置運用要領の制定について」と題する通達（以下「本件通達」という。）に基づいて行われていた。本件通達は、捜査対象車両等にGPS端末を取り付けて当該車両等の位置情報を取得する捜査を「任意捜査」とし、「使用要件」として、一定の犯罪の捜査を行うにあたって「犯罪の嫌疑、危険性の高さなどにかんがみ速やかに被疑者を検挙することが求められる場合であって、他の捜査によっては対象の追跡を行うことが困難であるなど捜査上特に必要がある」場合にはGPS端末を用いることができるとしていた。そして、対象となる犯罪のひとつに「連続して発生した窃盗の犯罪」を挙げ、「犯罪を構成するような行為を伴うことなく」被疑者の使用車両等にGPS端末を取り付けることができるとしていた。

本件通達に基づいて、本件の捜査員らは令状を取得することなく被疑者らの車両にGPS端末を取り付け、その際に私有地に立ち入る必要がある場合でも令状を取得していなかった。また当然のことながら、捜査員らは車両の所有者や使用者からGPS端末を取り付けることについての同意を得ていなかった。GPS端末を取り付けられた車両のなかには、被疑者の交際相手の女性が使用する車両も含まれていた（被疑者は当該車両の助手席に一度乗車したことがあるだけ

だった)。

2013年8月、捜査員らは被疑者らが犯行に使用する可能性が高いと考えた盗難車両にGPS端末を取り付け、当該車両が動き始めるとGPSの位置情報を取得しながら4台の捜査車両で13時間にわたって追尾し続け、被疑者らによる窃盗事件を現認した。被疑者ら3名は、このときの窃盗事件で同年12月に逮捕され、共犯者のうち1名は、遅れて逮捕された。

最初に逮捕された3名の事件は大阪地方裁判所第7刑事部に係属し、遅れて逮捕された1名の事件は同裁判所第9刑事部に係属した。検察官は、捜査員らが犯行を現認した状況を記載した捜査報告書等を証拠請求した。

第7刑事部に係属した被告人と、第9刑事部に係属した共犯者は、違法捜査が行われた旨の主張をして、それぞれ整理手続に付された(他の共犯者2名はGPS捜査の違法性を争わなかった)。

III

証拠の収集と弁護側立証

被告人の起訴後に開示された検察官の請求証拠のなかに、捜査員らが捜査車両4台で13時間にわたって被告人らの犯行車両を追尾し続け、被告人らによる犯行を現認した状況を記載した捜査報告書があった。報告書にはGPS端末を利用したことをうかがわせる記載は一切なかったが、これほど長時間にわたって被告人らを追尾することは、GPSを利用しなければ不可能だった。なぜなら、被告人らは犯行に及ぶ際、高速道路を150キロ以上のスピードで走行し、ETCレーンを突破するなどしていたからである。13時間にもわたって一度も見失うことなく追尾できるはずがなかった。

本件は整理手続に付されたが、本件の捜査でGPSが利用されたことを裏付ける物証がなかったことから、整理手続が始まってからしばらく

の間、私は類型証拠開示請求を繰り返し、GPS捜査に関する何らかの手がかりを得ようと試みた。

しかし、開示された類型証拠(捜査員が犯行車両を追尾しながらハンディビデオカメラで録画した動画を含む)のどこにも、GPSを利用したことをうかがわせるものはなかった。

のちに本件通達の存在が明らかとなり、「移動追跡装置を使用した捜査の具体的な実施状況等については、文書管理等を含め保秘を徹底するもの」と定められていることが判明した。本件の捜査に従事した警察官は、本件通達に従い、本件のGPS捜査に際して作成したメモや記録はすべて廃棄したことを公判廷で証言した。類型証拠開示請求で何も手がかりを得られなかったのも当然である。

そこで私は、主張関連証拠開示請求に切り替えることとし、最初の予定主張記載書面を提出した。本件の捜査でGPSを利用されていたこと、GPS捜査はプライバシーを侵害する強制処分であり、令状を取得せずに行われた本件のGPS捜査は違法であることを記載した。GPS捜査を行ったこと自体を否定される可能性もあると考えていたので、賭けだった。私は予定主張記載書面に、被告人がGPS端末を発見したときの状況(経緯、時期、場所、取り付けられていた位置、取り付け方、GPS端末の状態、形状等)を具体的かつ詳細に記載した。

検察官は、本件の捜査の過程で被告人らの車両にGPS端末を取り付けたことを認め、GPS捜査は任意捜査であり、本件GPS捜査は適法であるとの証明予定事実記載書を提出した。私は、わが国で初めてGPS捜査の適法性に関する判断が示される重要な裁判になる、と思った(実際には、共犯者の事件が係属した大阪地裁第9刑事部で先に判断がなされることになった)。

この段階で6名の弁護団となり、数か月にわたって主張関連証拠開示請求と求釈明を繰り返

した。本件通達やそれに基づいて作成された大阪府警の内部資料（事前承認やGPS端末の貸し出し・返却等に関するもの。なお日々の運用状況の報告は「口頭で行っていた」として資料は開示されなかった）等が開示され、大阪府警が少なくとも40台以上のGPS端末を保有していることや、2013年の1年間に少なくとも70回以上GPS端末の貸し出しを行っていること、本件では合計16台のGPS端末が捜査本部に貸し出され、被告人らが使用する車両合計19台にそれらを取り付けていたことなどが明らかになった。車両にGPS端末が取り付けられていた期間は、短いもので数日、長いもので約3か月に及んでいた。

弁護団は、本件捜査に利用されたGPS端末の契約番号をもとに、セコムに対し弁護士法23条の2に基づく照会を行って、端末ごとに実際に取得された位置情報の履歴を入手した。位置情報取得履歴には、位置情報を取得した回数、測位日時、測位結果（衛星や携帯電話の基地局の電波が届かない場合は「検索不能」となる）、GPS端末の位置（緯度および経度と住所で表示される）、精度（実際の位置との誤差がメートル単位で表示される）が記載されていた。本件の捜査では、1台のGPS端末について多いときで1か月に700回以上位置情報が取得されていたことや、ときには数分おき、数十秒おきに位置情報が取得されていたこと、GPS端末の実際の位置と測位位置との誤差が数十メートル程度である場合も多いことがわかった。

ところで、被告人の整理手続が続いているなか、大阪地裁第9刑事部に係属していた共犯者の公判が始まり、本件の捜査に従事した主任捜査官とその上司にあたる警察官の尋問が行われた。このとき警察官らは、GPS端末のバッテリーを交換するために車両が停車していたコイ

ンパーキングや商業施設の駐車場、ラブホテルの駐車場に、管理者の承諾を得ずに立ち入ったことがあると証言し、ラブホテルの駐車場の構造について「周囲に壁がなく、柱で支えられている下駄ばきの構造」と説明した。この証言に疑問を抱いた弁護団は、共犯者の弁護人を通じて共犯者が該当期間中に行ったことのある3か所のラブホテルの場所を聞き出し、セコムから入手した位置情報取得履歴から、実際に2か所のラブホテルの位置情報が取得されていることを確認した。そして弁護団が現地へ行ったところ、警察官らの証言とは異なり、建物の1階部分にある駐車場はいずれも周囲を壁に囲まれ、出入り口はビニールのカーテンで覆われて公道から内部を目視できない構造になっていた。弁護団はこの状況を写真撮影した報告書を証拠請求した。

このようななかで、大阪地裁第9刑事部は2015年1月、GPS捜査は任意捜査であり本件GPS捜査は適法であるとの判断を示した（以下「1月決定」という。）²⁾。弁護団にとって、先に共犯者の裁判でこのような判断が示されたことは大きな痛手だった。

しかし同時に弁護団は、1月決定はGPSの特質や精度に関する事実認定を誤っており、前提となる事実が正しく認定されれば異なる判断に至るはずだと考えた。そして、セコムが提供するGPS位置情報サービスは24時間いつでも位置情報を取得することができ、時間を指定して自動取得することもできること、データとして保存される位置情報をダウンロードして加工できること、最良の条件下では数メートルの誤差しか生じないことなどを、セコムのガイドブックやオペレーションセンターへの電話聴取、23条照会で入手した位置情報取得履歴等で立証することにした。

2) 大阪地決平成27.1.27判時2288号134頁

さらに弁護団は、実際にセコムと契約してGPS端末を入手し、車両に取り付け、位置情報を取得しながらもう1台の車両で追跡するという実験を行った。実験の目的は、対象車両を見失った場合でもGPS位置情報を取得することによって再び捕捉することができるかを確かめることのほかに、いかなる条件が位置情報の精度に影響を与えるのかを把握することにあった。実験の結果、周囲が厚いコンクリートの壁で覆われている立体駐車場(外部と通じる窓はある)では数百メートル程度の誤差が生じたり、トンネル内を走行している場合に位置情報を取得できないことがあったが、周囲に壁や高層の建物等がない最良の条件下では、実際の位置と測位位置との誤差は十数メートル程度であり、高速道路を走行している場合であっても誤差は100メートル以内だった。当然、公道から目視することができない私有地内に対象車両がある場合でも、ほぼ正確に位置情報を取得することができた。この実験の結果を記載した報告書を証拠請求したが、検察官が不同意の意見を述べたため弁護人が証言することとなった。

IV

一審の判断

2015年6月、大阪地裁第7刑事部は、本件GPS捜査は対象車両使用者のプライバシー等を大きく侵害することから強制処分に当たり、令状を取得せずに行われた本件GPS捜査は令状主義を没却するような重大な違法があるとして、本件GPS捜査によって直接得られた証拠およびこれと密接に関連する証拠計15点の証拠能力を否定した(以下「6月決定」という。³⁾。

わが国で初めてGPS捜査は強制処分であるとの判断を示し、本件の捜査において令状主義を

没却するような重大な違法があったことを認めた点で、6月決定の判断は重要な意義を有する。

もっとも6月決定は、弁護人が証拠排除を求めた証拠のうち、一部は違法捜査との関連性が密接でないとして証拠能力を認め、また、弁護人がGPS捜査は性質上法定されている強制処分では行うことができず、実施するためには新たな立法が必要であると主張したのに対し、「本件GPS捜査は、携帯電話機等の画面上に表示されたGPS端末の位置情報を、捜査官が五官の作用によって観察するものであるから、検証としての性質を有する」と判断した。

なお本案判決では、証拠排除しなかった被告人や共犯者らの供述調書等に基づき被告人を有罪と認定した。弁護団は、重大な違法のある本件GPS捜査が行われたことを被告人に有利な情状事実として考慮すべきだと主張していたが、判決は、「本件のように捜査に重大な違法があるが、他の証拠から有罪認定がなされる場合には、弁護人が主張するように、正義や公平の見地から、捜査の重大な違法を量刑上考慮すべきことも考えられなくはない」としながらも、すでに検察官請求証拠の相当数が証拠能力を否定されていることや、本件以前にはGPS捜査を違法と判断した裁判例は見当たらないことを考慮すれば、被告人の量刑を軽くすることが正義や公平にかなうとはいえない、として弁護人の上記主張を採用しなかった。

V

控訴審の判断

GPS捜査の法的性質が強制処分であるとして、それは検証として行うことができるのか、そして、本件のGPS捜査と関連性を有する違法収集証拠の範囲の問題が残された。この点を

3) 大阪地決平成27.6.5判時2288号138頁

争ったのが、本件の控訴審である。

GPS捜査の特徴は、低いコストで位置情報を取得し、その情報を保存・利用することができる点にあり、その情報の性質・量と情報コストの低さとにかんがみた場合、捜査機関による不当な目的外利用の危険性がある。また、GPS捜査は、通信傍受と同様に継続性および密行性を本来的性質としており、令状の事前呈示が想定されておらず対象者が位置情報取得の事実および記録内容を知悉し得ないこと、「検証」の枠内にとどまる限り、違法に位置情報を取得された場合にそれを取り消して原状回復を図る機会が与えられないことなどを踏まえると、これを刑法上の「検証」と解するべきではない。GPS捜査が法定されている強制処分に該当せず、そもそも適法に行い得ないとすれば、その違法の程度は極めて重大である。

ところが大阪高裁第2刑事部は、GPS捜査の法的性質について、「実施方法等いかんによっては、対象者のプライバシー侵害につながる契機を含むものである」としながら、「これにより取得可能な情報は、……対象車両の所在位置に限られ、そこでの車両使用者らの行動の状況などが明らかになるものではなく、また、警察官らが、相当期間（時間）にわたり機械的に各車両の位置情報を間断なく取得してこれを蓄積し、それにより過去の位置（移動）情報を網羅的に把握したという事実も認められないなど、プライバシー侵害の程度は必ずしも大きいものではなかったというべき事情も存する」などとして、「一審証拠決定がその結論において言うように、このようなGPS捜査が、対象車両使用者のプライバシーを大きく侵害するものとして強制処分に当たり、無令状で行った点において違法と解する余地がないわけではないとしても、少なくとも、本件GPS捜査に重大な違

法があるとは解され」ないと判断し、「本件控訴を棄却する」との判決を言い渡した⁴⁾。

VI 最高裁大法廷での弁論と判決

GPS捜査の法的性質をめぐる下級審の判断が分かれるなか、最高裁へ上告していた本件は大法廷に回付され、2017年2月22日に弁論が開かれることになった。弁護団は弁論で、任意処分として行われている尾行や張り込みとGPS捜査との本質的な違いについて、GPS端末を「眠らない警察官」に例えて次のように述べた。

警察官が知らない間に自動車の底に張り付いている。この警察官は、疲れを知らず、眠たくなならない。食事も必要なければトイレに行く必要もない。そして、決して自動車から離れることがない。指示があればいつでも自動車の正確な位置を報告する。しかも、自動車の位置をいつまでも記憶することができる。GPS捜査は、このような警察官による監視を意味する。このような警察官による財産と私生活への両方に対する侵入である。

平成29年3月15日、最高裁判所大法廷は、主文で「本件上告を棄却する」としたが、その理由において、憲法第35条の保障対象には、住居、書類および所持品に限らず「これらに準ずる私的領域に侵入されることのない権利が含まれる」とした上で、「個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるGPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分に当たる」と判示した。

4) 大阪高判平成28.3.2判タ1429号148頁

さらに大法廷判決は、GPS捜査について、刑訴法197条1項ただし書が規定する令状を発付することには疑義があるとし、GPS捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜査手法であるとすれば、その特質に着目して憲法、刑訴法の諸原則に適合する立法的な措置が講じられることが望ましいとの画期的な判断を示した⁵⁾。

VII

おわりに

本件の弁護団は全員が法科大学院の出身であり、弁護士登録から10年に満たない若手ばかり

だった。令状のないGPS捜査の適法性という新しい論点を考えるために、刑事訴訟法や憲法の基本に立ち返り、最高裁判例を研究し、法科大学院時代の恩師に教えを請うた。納得のいくまで議論し、立証のアイデアを出し合いながら、全員でこの事件に取り組んだ。

時代が変わり人々の生活がどんなに便利になっても、個人のプライバシーのもつ価値が変わることはない。国民を監視する社会ではなく、個人の尊厳が守られる社会であってほしい。本件の大法廷判決の意義がいつまでも失われないことを願っている。

5) 最大判平成29.3.15裁時1672号1頁